

令和2年1月

後見人等 Q & A

◇初回報告の提出期限（Q7）◇

月	日
---	---

※ 審判書と共に送付する事務連絡を受け取ったら、期限を控えておきましょう。

◇定期報告（自主報告）の提出期限（Q9）◇

※ ご本人の誕生月の末日までの後見等事務について、翌月の20日までに、自主的に報告書等を提出してください。

本人誕生月	報告書提出期限	報告対象期間
1月	毎年2月20日	前年2月1日～当年1月31日
2月	毎年3月20日	前年3月1日～当年2月末日
3月	毎年4月20日	前年4月1日～当年3月31日
4月	毎年5月20日	前年5月1日～当年4月30日
5月	毎年6月20日	前年6月1日～当年5月31日
6月	毎年7月20日	前年7月1日～当年6月30日
7月	毎年8月20日	前年8月1日～当年7月31日
8月	毎年9月20日	前年9月1日～当年8月31日
9月	毎年10月20日	前年10月1日～当年9月30日
10月	毎年11月20日	前年11月1日～当年10月31日
11月	毎年12月20日	前年12月1日～当年11月30日
12月	毎年1月20日	前年1月1日～前年12月31日

覚 書 — 審判書を受け取ったら、情報を控えておきましょう。

本人の氏名：

事件番号： 令和 年(家)第 号

後見人等の氏名： _____

監督人の氏名： _____

登記番号： 第 _____ 号

さいたま家庭裁判所

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番45号

TEL 048-863-8816 (後見センター直通)

同 越谷支部

〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷9丁目2番地8

TEL 048-910-0123 (後見係直通)

同 川越支部

〒350-8531 埼玉県川越市宮下町2丁目1番地3

TEL 049-273-3041 (後見係直通)

同 熊谷支部

〒360-0041 埼玉県熊谷市宮町1丁目68番地

TEL 048-500-3113 (後見係直通)

同 秩父支部

〒368-0035 埼玉県秩父市上町2丁目9番12号

TEL 0494-22-0226

同 久喜出張所

〒346-0016 埼玉県久喜市久喜東1丁目15番3号

TEL 0480-21-0157

同 飯能出張所

〒357-0021 埼玉県飯能市大字双柳371

TEL 042-972-2342

はじめに

この冊子は、後見人等（成年後見人、保佐人、補助人、未成年後見人）に選任された方のために、後見人等としての職務の基本的な事項（26項目）について、Q&A方式で説明したものです。

成年後見人、保佐人及び補助人は、必ず、Q1からQ12までとQ22を、お読みください。

未成年後見人は、必ず、Q1からQ12までとQ21を、お読みください。

それら以外の部分は、後見人等の皆さまから裁判所によく寄せられる質問をまとめたものですから、日頃の後見人等の職務の参考にしてください。

各項目に掲げられた内容と同じような状況や問題が発生したときは、まず、この冊子をお読みください。

この冊子は、さいたま家庭裁判所（支部、出張所を含む。）で後見人等に選任された方を対象に作成したものです。

本文で説明されている事務手続等について、他の裁判所における取扱いと一部異なるところがありますので、ご了承ください。

法律の改正や運用の変更等により、今後、書式や取扱いが変更されることがありますのでご留意ください。

最新の書式等については、

裁判所のウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/saitama/saiban/index.html>）からもダウンロードすることができます。

* この冊子では、後見、保佐、補助及び未成年後見を総称して、「後見等」と記載しています。

* この冊子では、成年後見人、保佐人、補助人及び未成年後見人を総称して、「後見人等」と記載しています。

* この冊子では、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者を総称して、「本人」と記載しています。

* この冊子では、家庭裁判所を単に「裁判所」と記載しています。

目 次

Q 1	後見人等とは	1
	後見人等に選任されましたが、後見人等とはどのような仕事をするのでしょうか。	
Q 2	後見人等の責任	4
	後見人等は、どのような場合に、どのような責任を問われるのでしょうか。	
Q 3	裁判所への報告	5
	後見人等になったら、裁判所に何か報告をしなければならないのでしょうか。 また、裁判所に呼ばれることは、あるのでしょうか。	
Q 4	後見監督（保佐監督，補助監督）とは	6
	後見人等は監督されると聞きましたが、それはどういうことでしょうか。	
Q 5	裁判所への相談方法	8
	後見人等として職務を行っていく上で、わからないことがあります。 裁判所と相談したいのですが、どのようにしたらよいのでしょうか。	
Q 6	後見人等であることの証明	10
	後見人等であることの証明を求められた場合、どうすればよいのでしょうか。	
Q 7	後見人等の最初の職務	13
	後見人等に選任されました。まず何をしなければならないのでしょうか。	
Q 8	本人の収入・支出の管理	16
	本人の収入・支出は、どのように管理すればよいのでしょうか。 また、どのような資料を残しておけばよいのでしょうか。	
Q 9	定期的な報告について	18
	後見等の事務の状況について、書面による定期的な報告はどのようにすればよい のでしょうか。	
Q 10	預貯金の管理の仕方	20
	預貯金の預け方，管理の仕方で注意すべきことはないのでしょうか。	
Q 11	後見制度支援信託（預金）の利用	22
	後見制度支援信託（預金）とはどのようなものなのでしょうか。 保佐，補助の場合も利用できますか。	
Q 12	本人の財産から支出できるもの	26
	本人の財産から支出できるものとしては、どのようなものがありますか。	
Q 13	本人の孫等への誕生，入学，結婚のお祝い等の支出	30
	本人の孫等が誕生，入学，結婚等をした場合，誕生祝い，入学祝い，結婚祝い等を 本人の財産から支払ってもよいのでしょうか。	
Q 14	本人の居住用不動産のリフォーム	32
	本人の居住用の建物に，バリアフリーなどの工事をしたいのですが，工事費用は本 人の財産から支出してもよいのでしょうか。	
Q 15	本人の墓地，墓石の購入	34

本人のために墓地や墓石を購入したいのですが、本人の財産から支出してもよいでしょうか。

Q 1 6 本人の財産の処分 3 5

本人の財産を処分したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

Q 1 7 本人の居住用不動産の処分 3 6

本人の居住用不動産を処分（売買，取壊し，賃貸，賃貸借契約の解除，抵当権の設定等）したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

Q 1 8 本人と後見人等の利益が相反する場合 3 9

後見人等は、本人のきょうだい（兄弟姉妹）ですが、亡くなった親の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

また、後見人等自身が銀行から借り入れる際、本人の不動産に抵当権を設定しなければならなくなったのですが、どうすればよいでしょうか。

Q 1 9 後見人等の報酬 4 1

後見人等は、報酬を受けることはできますか。

Q 2 0 後見人等の辞任 4 3

高齢や病気のため、後見人等の仕事を続けることが困難になった場合はどうすればよいのでしょうか。

Q 2 1 未成年者の成人・婚姻・養子縁組 4 4

未成年者が成人したとき（婚姻したとき）はどうすればよいでしょうか。

未成年者が養子縁組をしたときはどうすればよいでしょうか。

Q 2 2 本人が亡くなった場合にしなければならないこと 4 6

本人が亡くなったとき、どのようにすればよいでしょうか。

Q 2 3 本人が亡くなった後の入院費等の支払 4 8

本人が亡くなった後に、本人の入院費や家賃等の支払を求められた場合、後見人等は、本人の財産から支出してもよいでしょうか。

Q 2 4 成年被後見人が亡くなった後の事務 5 0

成年被後見人の死亡後に成年後見人が行う事務について、裁判所の許可は必要ですか。

Q 2 5 本人の葬儀費用 5 2

本人が亡くなりそうになったとき、葬儀費用を本人が亡くなる前に預貯金から引き出してもよいでしょうか。また、本人が亡くなったとき、葬儀費用は、本人の財産から支出してもよいでしょうか。

Q 2 6 本人死亡後の管理財産の計算と財産等の引継ぎ 5 4

本人が亡くなったとき、後見人等がそれまで管理していた本人の財産はどのようにすればよいでしょうか。

Q 1 後見人等とは

後見人等に選任されましたが、後見人等とはどのような仕事をするのでしょうか。

A 1-1 成年後見人とは

認知症、知的障害、精神障害などの精神上の障害により、判断能力を欠く方（被後見人）は、自分で治療や介護を受ける契約を結ぶことができませんし、また、自分の財産を適切に管理することもできません。

そこで、このような方に代わって治療や介護を受ける契約を締結し、財産を管理する人が必要になります。この役割（身上監護及び財産管理）を果たすのが成年後見人です。身上監護とは、本人の生活の維持や医療、介護等、身上の保護に関する法律行為を行うことです。具体的には、介護サービス契約、施設入所契約、医療、教育に関する契約の選定、その締結、解除、これらの契約に基づく費用の支払等のことです。

財産管理とは、本人の財産全体を把握し、本人の財産行為全般について及ぶ包括代理権を行使することによって、本人の財産を保存したり本人のために利用することをいいます。

A 1-2 保佐人とは

認知症、知的障害、精神障害などの精神上の障害により、判断能力が著しく不十分な場合（日常的な買い物程度は単独でできるものの、重要な財産行為は単独ではできない場合）、自分で財産を管理・処分するには、常に誰かの援助が必要となります。

そこで、このような方を援助する役割を果たすのが保佐人です。

保佐人は、被保佐人が行う重要な財産行為（民法第13条1項の各号に定められている行為及び裁判所が特に定めた行為）について同意をし、被保佐人が保佐人の同意を得ないで行った重要な財産行為を取り消すことができます。

また、必要があれば、裁判所は、保佐人に被保佐人を代理する権限を与えることができます。

A 1-3 補助人とは

認知症、知的障害、精神障害などの精神上の障害により、判断能力が不十分な場合（重要な財産行為は、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危うい場合）、自分で財産を管理・処分するために、誰かの援助が必要な場合があります。

そこで、このような方を援助する役割を果たすのが補助人です。

裁判所の審判によって、補助人に被補助人を代理する権限や被補助人が取引等をするについて同意をする権限が与えられます。補助人に同意権が与えられた場合には、被補助人が補助人の同意を得ないで行った行為を取り消すことができます。

A 1-4 未成年後見人とは

法律上、未成年者は、自分では財産管理や契約行為等ができず、身上面での監護教育

が必要とされています。

そこで、未成年者を保護するため、未成年者のために財産を管理し、身上監護についての様々な行為をする人が必要となります。この役割を果たすのが未成年後見人です。

通常、未成年後見人は、未成年者が成年に達するまで、未成年者のために親権者と同一の義務を負うこととなります。

A 1-5 後見人等の権限と責任

成年後見人及び未成年後見人は、包括的な代理権を持ち、代理権のある保佐人及び代理権のある補助人は、審判で定められた範囲で代理権を持って、本人に代わって契約を結んだり、本人の日常生活が円滑に営まれるように配慮して、本人の財産を管理したりします。そして、その職務は、後見等の終了まで続きます。

成年後見人、保佐人及び補助人の職務は、本人の治療や介護など、本人の身上に関連する事項が多いので、職務を行うに当たっては、本人の意向を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に十分配慮しなければなりません。なお、認知症の人の意思決定支援のあり方については、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（厚生労働省）を参考にするとよいでしょう。

未成年後見人の職務は、未成年者の居所を指定したり、懲戒をして未成年者の生活指導をしたりするなど、生活や教育等に関連する事項が多いので、職務を行うに当たっては、本人の心身の状態や生活状況に十分配慮しなければなりません。

後見人等は、本人の希望を漫然と受け入れるのではなく、後見人等自身の判断を加えて職務を行う必要があります。本人は十分な判断能力を欠く状態にありますので、希望を述べることができる場合でも、「本人が希望している」と言って、希望どおりに支出を続け、将来の本人の療養看護（監護教育）に支障を生じさせてもいけません。後見人等には、本人の収入や財産等に照らして相当と認められる範囲の支出にとどめる責任があります。

実際には、「本人がこれまでも希望を述べていた」とか、「もし今本人が判断できるならこのようにしたはずだ」などという理由で、後見人等が、親族に多額のお金を贈与したり、親族の経営する会社の運用資金として返済の見込みもないのに多額のお金を貸し付けたりすることが見受けられます。しかし、このような贈与や貸付けは、本人の生活をよりよくすることに直接結びつくものでないばかりか、本人の利益に反するものです。

「本人の意向を尊重する」ということが、安易な支出につながらないように、慎重に判断する必要があります。「本人が希望した」ことを名目として、後見人等自身や親族の利益を図ってはいけないことはいまでもありません。

後見人等には、その職務の重要性から、重い責任が課せられています。後見人等が、本人の利益に反して本人の財産を処分したり、不適切な支出等をしたりして、本人に損害を与えれば、これを賠償する民事上の責任を問われることとなります。また、悪質な場合には、業務上横領などの刑事上の責任を問われることもあります（Q 2（後見人等の責任）参照）。

A 1-6 保佐人（補助人）の同意権及び取消権の行使の仕方

被保佐人（被補助人）の行為に同意する場合、契約書等に被保佐人（被補助人）が署名押印した後に、「上記行為（又は契約）に同意します。」などと記し、「被保佐人（被補助人）〇〇〇〇保佐人（補助人）□□□□」と署名押印します。

取消権の行使は、保佐人（補助人）から相手方に対して、法律行為（契約等）を特定して、それを取り消す旨を表示することが必要です。例えば、「被保佐人（被補助人）〇〇〇〇と貴殿とが（△△年△△月△△日に）した□□の売買契約を取り消す。」などと表示するのが、一般的です。後で争われたときの証拠になるように、内容証明郵便で出しておくことが望ましいでしょう。

なお、被保佐人（被補助人）が、詐術（行為能力が制限されていないと相手方に誤信させること）を用いて契約等の法律行為をしたときは、その法律行為を取り消すことはできません。

A 1-7 保佐人（補助人）の代理権の追加等

保佐人（補助人）が行う代理権は、申立てにより、審判で定められます。代理できる行為は、審判によって定められた範囲に限定されますので、どのような代理権が付与されているのかは、審判書の謄本でよく確認してください。

保佐人（補助人）が選任された後、新しい事柄について代理権が必要となったときは、裁判所に「保佐人（補助人）の代理権付与の申立て」をしてください。

代理権の付与には、被保佐人（被補助人）の同意が必要です。

付与されている代理権が必要なくなったり、代理権付与の目的となった不動産の売却を終えたりしたような場合は、裁判所に「保佐人（補助人）の代理権の付与の審判の取消しの申立て」を行うこともできます。

★ ご注意ください！ ★

○ 本人の財産は「他人の財産」です。

後見人等に選任される方は、本人の親族である場合もありますが、後見人等に選任された以上、本人の財産は、あくまで「他人の財産」であるという意識を持っていただく必要があります。

したがって、親族であっても、不正な管理等を行ったときは、民事上、刑事上の責任を問われることがあります。

○ 申立てをした当初の目的（例えば、不動産の処分、遺産分割など）を達成した後も、本人を法的に保護し続けなければなりません。

○ 後見人等（財産管理の代理権のない保佐人及び財産管理の代理権のない補助人を除く。）は、まず、財産目録を作成しなければなりません。

申立ての時にも財産目録を提出していただけていますが、後見人等に選任された後も、後見人等の義務として財産目録を作成しなければなりません。

また、原則として、後見人等は、財産目録を作成しなければ、申立ての目的であった不動産の処分や遺産分割をすることができません。

Q 2 後見人等の責任

後見人等は、どのような場合に、どのような責任を問われるのでしょうか。

A 2 後見人等としてふさわしくないと裁判所が判断した場合、後見人等を解任することがあります。

また、これとは別に、後見人等は、民事上の損害賠償責任や、刑事上の責任を問われることがあります。

1 後見人等の責任と解任

後見人等は、その職務の重要性（Q 1（後見人等とは）参照）から、重い責任が課せられています。

そのため、後見人等に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適さない事由があるときは、本人、本人の親族、監督人、検察官の請求又は職権により、裁判所が後見人等を解任することがあります。

解任の理由となるのは、次のような行為をしたり、任務を怠ったりした場合などです。

◇ 解任の理由となる後見人等の行為の例 ◇

- ① 後見人等が、本人の財産を私的に借用又は流用する行為
- ② 後見人等としての信用・信頼を失墜させるような行為
- ③ 後見人等の権限を濫用（らんよう）する行為
- ④ リスクの高い金融商品を購入するなど適切でない方法で財産を管理する行為
- ⑤ 定期報告等の期限を守らず、裁判所の督促にも応じない場合

など

2 民事上の損害賠償責任、刑事上の責任

後見人等は、本人のために、十分な注意を払って誠実にその職務を遂行する責任を負っていますので、故意又は過失により本人に損害を与えた場合には、損害賠償の責任を問われることになります。

また、後見人等が本人の財産を使い込むなど悪質な行為が認められる場合には、業務上横領などの刑事上の責任を問われることもあります。

Q 3 裁判所への報告

後見人等になったら、裁判所に何か報告をしなければならないのでしょうか。
また、裁判所に呼ばれることは、あるのでしょうか。

A 3 後見人等（身上監護のみの後見人，財産管理の代理権のない保佐人及び財産管理の代理権のない補助人を除く。）になると，まず，財産目録を作成して裁判所に提出しなければなりません。

後見等監督人が選任されている場合には，後見等監督人に対して財産目録を提出し，その監督を受ける必要があります。

そのほか，定期的に裁判所に書面による報告をするほか，裁判所に来ていただいて説明を求められたりすることがあります。

また，後見人等や本人が転居したり，名前が変わったりした場合も，裁判所に報告してください。

1 後見等監督と裁判所への報告

裁判所は，本人が適切な療養看護（監護教育）や適正な財産管理を受けられるよう，後見人等を監督します。

このため，後見人等は，①後見人等に就任した後1か月以内に後見等事務報告書及び財産目録を提出し，②その後も定期的に後見等の事務の内容を報告しなければなりません（Q 4（後見監督（保佐監督，補助監督）とは），Q 7（後見人等の最初の職務），Q 9（定期的な報告について）参照）。

後見等監督人が選任されている場合には，後見等監督人に対して財産目録を提出し，その後も定期的に監督を受ける必要があります。

2 後見人等や本人の住所や氏名等が変わったとき

転居や婚姻などにより，後見人等や本人の住民票や戸籍に変更が生じたときは，次のとおり報告等を行ってください。

① 「裁判所」へ 報告

「連絡票」（書式は9頁を参照）に記載し，住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）や戸籍の全部事項証明書等を添付して，裁判所に報告してください。

**裁判所とは，別の機関です。
連絡先は，Q 6を参照してください。**

② 「東京法務局」へ 「変更の登記」の申請

東京法務局民事行政部後見登録課に，「変更の登記」の申請を行ってください。

* 未成年後見の場合，東京法務局での後見登記はされませんので，この登記申請は必要ありません。

Q 4 後見監督（保佐監督，補助監督）とは

後見人等は監督されると聞きましたが，それはどういうことでしょうか。

A 4 後見人等の仕事が適切に行われるよう，後見人等は，裁判所の監督を受けることになっています。後見監督とは，裁判所が選任することによって本人のために法律行為をする広範な裁量権を与えられた後見人等が，解任事由に該当する権限の逸脱・濫用行為を行っていないかどうかを調査することを目的として行われるものです。後見人等の裁量の範囲内に含まれる行為について，裁判所が踏み込んだ調査等を行うものではありません。

この監督は，裁判所から後見人等に後見等事務の報告を求めたり，審問や調査をしたりする形で行われます。

後見等監督人が選任されている場合は，後見等事務の報告を後見等監督人に報告しなければなりません。

後見人等は，日頃から，本人の生活状況や財産状況などをきちんと把握し，報告ができるようにしておいてください。

1 後見監督（保佐監督，補助監督）

後見等の事務は，本人が適切な療養看護（監護教育）や適正な財産管理を受けられるように行われるものです。そのため，後見人等は，本人の財産を安全な方法で管理し，本人に損害を与えることのないようにしなければなりません。

そして，裁判所や裁判所から選任された監督人が，後見人等から定期的に後見等の事務の報告を受け，後見人等が適切にその職務を果たしているかどうかを確認し，問題がある場合には改善を求めることになっています。これを後見監督（保佐監督，補助監督）といいます。

そのため，後見人等は，日頃から，自分が行った職務の内容を記録にとどめるとともに，金銭を支出した年月日，内容等を「現金出納帳」に記載し，これを裏付ける資料（領収書や請求書など）を残すなどして，裁判所や監督人にその内容を報告できるようにしておく必要があります。

2 後見等事務の報告

後見人等は，まず，後見人等に選任されたときに報告しなければなりません。また，その後も，定期的に，行った職務の内容を裁判所に報告しなければなりません。

(1) 後見人等に選任されたときの報告

後見人等は，選任の審判が確定等し，後見人等に就任した後1か月以内に「財産目録」を作成して，「後見等事務報告書」とともに裁判所に提出しなければなりません（Q 7（後見人等の最初の職務）参照）。

(2) その後の報告

(1)の後も、定期的に、行った職務の内容を裁判所に報告しなければなりません。

原則として、本人の誕生月の末日までの後見事務について、毎年（1年に1回）、自主的に報告していただきます（Q9（定期的な報告について）参照）。

3 後見等事務の調査

後見人等から提出された後見等事務の報告内容などにより、裁判所が必要と判断した場合には、追加の報告を求めたり、裁判所に来て説明していただいたりすることがあります。

特に、財産の増減と収支の状況が大きく異なる場合は、裁判所から追加の報告や資料の提出等による確認を求められますので、注意してください。

◇ 民法第863条 （後見の事務の監督） ◇

1 後見監督人 又は 家庭裁判所は、いつでも、後見人に対し 後見の事務の報告 若しくは 財産の目録の提出を求め、又は 後見の事務 若しくは 被後見人の財産の状況を調査することができる。

2 家庭裁判所は、後見監督人、被後見人 若しくは その親族その他の利害関係人の請求により 又は 職権で、被後見人の財産の管理 その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。

* この条文は、後見（成年後見及び未成年後見）において適用されるだけでなく、保佐及び補助においても準用されています。

Q 5 裁判所への相談方法

後見人等として職務を行っていく上で、わからないことがあります。
裁判所と相談したいのですが、どのようにしたらよいでしょうか。

A 5 後見人等は、その裁量に基づいて後見等事務の内容を判断していくことが求められていますので、何でも裁判所に相談する必要はありません。

しかしながら、後見人等としての職務を行っていく上で、わからないことや判断に迷うことがあった場合は、以下の要領で裁判所に問い合わせてください。

1 裁判所に連絡する前に

- (1) この冊子に該当する記載がないかどうかを確認してください。
- (2) わからないこと（冊子の説明がわからない場合はその部分）を整理して、それに関する資料などがあれば、準備してください。

* 裁判所に突然お越しいただいても、担当者の不在等により、お話をうかがえない場合があります。

2 連絡票の郵送

この冊子を見てもよく分からないなど、裁判所に直接問い合わせる場合は、9頁の書式（必要事項を記載してください。）を利用して、裁判所に郵送してください。

裁判所の住所等は、表紙の裏に記載していますので、後見人等の選任の審判をした裁判所に「連絡票」を郵送してください。

3 急を要する場合

急を要する場合は、電話で照会してください。

電話の際は、①本人の氏名、②事件番号、③後見人等である旨を教えてください。

裁判所の電話番号等は、表紙の裏に記載していますので、後見人等の選任の審判をした裁判所に電話で照会してください。

* 本人の利益のためにどのようなことをすべきかは、基本的には後見人等の責任において自ら判断していただくことになり、裁判所は後見人等が判断すべきことについて「許可」したり「指示」したりすることはありません。ただし、後見人等がしようとしていることが本人の利益に反するおそれがあると判断した場合は、後見人等に何らかの「指示」をすることがあり、「指示」に応じないときには後見人等を解任することもあります。

基本事件 令和 年(家)第 号
さいたま家庭裁判所 本庁 越谷支部 川越支部 熊谷支部 御中
 秩父支部 久喜出張所 飯能出張所

連絡票

令和 年 月 日

(本人の氏名: _____)

後見人等の氏名: _____ (印)

住 所 _____

電話番号(日中連絡がとれる番号をお書き下さい。) _____
- -

下記のとおり連絡いたします。

記

Q6 後見人等であることの証明

後見人等であることの証明を求められた場合、どうすればよいでしょうか。

A6 成年後見人、保佐人及び補助人であることの証明書としては、「登記事項証明書」があります。これは、法務局に申請して交付を受けることができます。

未成年後見人であることの証明等は、未成年者の本籍地等の市区町村役場に申請して、「未成年者の戸籍の全部事項証明書」の交付を受けて、これを提示するとよいでしょう。

1 成年後見（成年後見人、保佐人、補助人）の場合

(1) 成年後見（成年後見人、保佐人、補助人）の登記

成年後見が開始されると、東京法務局民事行政部後見登録課に、法定後見の種類、後見人等、本人の氏名などが登記されます。

その登記された内容を証明するのが、「登記事項証明書」であり、成年後見人（保佐人、補助人）であることの証明になります。例えば、金融機関で本人の預金残高を確認する際に、後見人等であることの証明を求められたときは、法務局に申請して、登記事項証明書の交付を受け、これを提示することが考えられます。

なお、登記事項証明書は、後見等開始の審判が確定（成年後見人等の選任の審判の効力が発生）し、法務局の登記手続が完了しなければ取得できません。審判に対する不服申立てがない場合でも、審判書謄本の受領後、約4週間（1か月程度）経過しなければ取得できません。

(2) 登記事項証明書の交付を受けるためには

ア 登記事項証明書の申請先と問合せ先

いずれも裁判所とは、別の機関です。

○ 東京法務局 民事行政部後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 4階
TEL 03-5213-1360（後見登録課直通）

○ さいたま地方法務局 戸籍課（窓口申請のみ）

〒338-8513 さいたま市中央区下落合5-12-1
さいたま第2法務総合庁舎 2階
TEL 048-851-1000（代表）

イ 申請の方法

アにお問合せいただくか、次に記載したウェブサイトをご利用ください。

東京法務局のウェブサイト

http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/kouken_top.html

2 未成年後見の場合

未成年後見人に選任されると、裁判所の嘱託によって未成年者の戸籍に未成年後見人の氏名等が記載されます。そこで、取引の相手方等から未成年後見人であることの証明書の提示を求められたときは、後見人選任の事実が記載された戸籍の全部事項証明書の交付を受けて、それを提示するとよいでしょう。

未成年後見人の場合、成年後見人（保佐人，補助人）と異なり，東京法務局での後見登記はされず，登記事項証明書はありませんのでご注意ください。

3 審判の確定証明書等（成年後見，保佐，補助及び未成年後見共通）

金融機関等の取引相手や取引時期によっては，後見等の開始の審判の審判書謄本と審判の確定証明書（後見人等の選任の審判の効力発生証明書）の提示を求められることがあります。

審判書謄本は，後見開始等の審判をしたときに，裁判所から後見人等に送付していません。

確定証明書（効力発生証明書）は，裁判所で交付しますので，申請書（書式は裁判所にあります。）に手数料（証明事項1つにつき150円分の収入印紙）を添えて裁判所に提出してください。

提出方法は，窓口でも郵送でも差し支えありませんが，郵送の場合は，返信用の封筒（郵便切手82円分を貼ったもの）を同封してください。

さいたま地方法務局のご案内

さいたま地方法務局戸籍課

〒338-8513

さいたま市中央区下落合5丁目12番1号

さいたま第2法務総合庁舎 2階

TEL 048-851-1000 (代表)

《窓口開庁時間》

月曜から金曜の午前8時30分から午後5時15分まで

閉庁日；土，日，祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）

※ 証明書申請の際には、申請者の本人確認に関する書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等、氏名及び生年月日が分かる書類）の提示を求められます。

【周辺地図】（平成31年2月時点の情報で作成しています。）



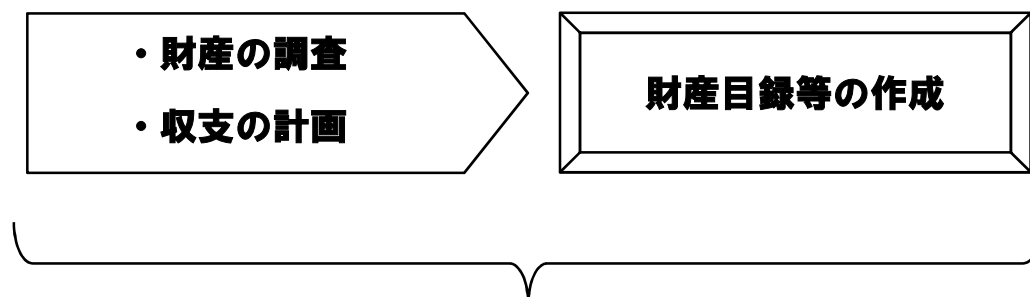
JR 埼京線与野本町駅東口下車徒歩8分

国道17号線赤山通り交差点から3つめの信号を左折し1つめの信号を左折。約70m先の右側。

Q 7 後見人等の最初の職務

後見人等に選任されました。まず何をしなければならないのでしょうか。

A 7 後見人等に選任された後、最初にしなければならないことは、次のとおりです。



1 財産目録の作成

審判が確定したら（審判の効力を生じたら）、後見人等に就任します。

そして、後見人等は、まず、本人の財産の調査を行い、1年間の収支の予定を立てて、後見人等に就任後1か月以内に「財産目録」等を作成し、裁判所に提出しなければなりません。

身上監護のみの後見人、財産管理の代理権のない保佐人及び財産管理の代理権のない補助人の場合は、不要です。

(1) 財産目録の作成

後見人等が、本人の財産を適切に維持・管理するためには、後見人等として、その職務を開始するに当たって、本人の財産が、総額でどの程度あり、どのように管理されているのかを明確にする必要があります。

そのため、後見人等は、まず、本人の財産を調査して、財産目録を作成する必要があります。

(2) 収支の計画

後見人等は、その職務を開始するに当たって、本人の生活費、療養看護（監護教育）、財産管理のために、毎年支出する金額の予定を立てる必要があります。

裁判所が、後見人等による財産の管理が適切になされているかどうかを把握できるように、後見人等の職務を開始するに当たって、後見等事務を行うための費用として、どのようなものにどの程度かかるのかを明らかにして、それをどのようにまかなうのかの収支の計画を予め明らかにします。

そして、実際に後見等事務を行う過程で、本人の入所施設が変わるなどの事情変更により、収支の計画が変更になったときは、収支の計画を見直す必要があります。

毎月の定期収支の状況が変更したときは、「後見等事務報告書」にその理由、金額等

を記載して裁判所に報告してください。

☆ ご注意ください！ ☆

○ 財産目録作成前の後見人等の権限

財産目録を作成する前の後見人等の権限は、急迫の必要がある行為に限られます。財産目録を作成しなければ、申立ての目的であった不動産の処分や遺産分割をすることはできません。

2 財産等の引継ぎ

後見等が開始される前に、後見人等以外の方が本人の財産を事実上管理していたという場合、その方から、速やかに、本人の通帳、本人の財産に関する証書、資料等の引継ぎを受けてください。

身上監護のみの後見人、財産管理の代理権のない保佐人及び財産管理の代理権のない補助人の場合は、不要です。

3 注意事項

(1) その後の財産目録の作成

財産目録は、後見人等に選任された時だけでなく、その後、定期的に行われる後見監督（保佐監督、補助監督）における報告時にも作成していただきます。

そのため、必ず、作成した財産目録の控えは保管して、次の後見監督の報告のときには、前回の報告時の財産目録から変動のあった部分について、詳しく報告してください。

(2) 資料等の保管

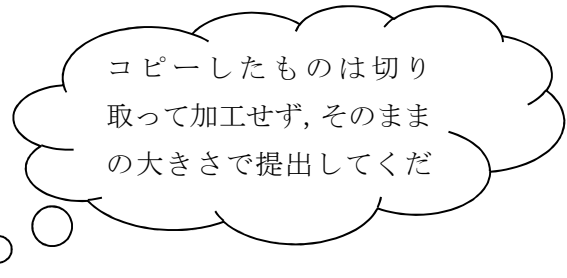
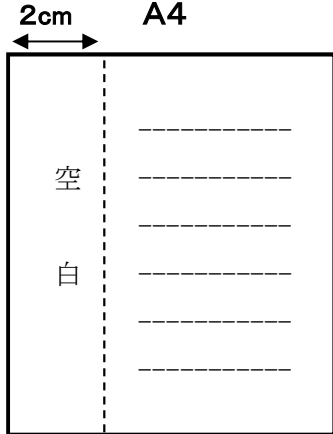
預貯金通帳、保険証券等の本人の財産に関する資料は、後見等事務が終了した後、本人が死亡した場合には相続人に、本人の判断能力が回復した場合には本人に示したり引き継いだりする必要がありますので、日頃から、整理して保管しておいてください。

裁判所には、写し（コピー）を提出してください（コピーの取り方は、15頁を参照）。裁判所が確認を求める場合がありますので、原本は、大切に保管しておくようにしてください。

裁判所に提出された資料は返還しない取扱いです。後見等事務が終了した後、一定期間が過ぎると廃棄しますので、原本を提出すると、後になって支障が生じることがあります。

コピーの取り方

- 1 用紙はA4（今お読みいただいている用紙のサイズです。）をお願いします。
- 2 裁判所の記録は「A4縦、横書き」ですので、書類は基本的に「A4縦、左とじ」でとじていきます。したがってコピーをしていただく際は、A4用紙を縦にしたとき、その左側に2センチ程度の空白（とじしろ）ができるようにしてください。



- 3 預貯金通帳のコピーを取るときは、次の部分をコピーしてください。
 - ア 表紙（金融機関名、通帳の種類、店番号、口座番号、口座の名義人の氏名などの記載があります。）
 - イ 中表紙（表紙をめくってすぐの見開きページ）（口座番号、取扱支店名などの記載があります。）
 - ウ 過去1年分の取引が記帳された全てのページ（提出日の直前に記帳してください。）

財産目録の番号を記入する。

コピー例

3-1

あいうえ銀行総合口座通帳

□□□□様

001 1234567

あいうえ銀行 △△△支店

.....

.....

.....

.....

29..	年金	231,000	¥--
29..	3,000	電気料	¥--

ア 表紙

イ 中表紙

ウ 記帳のあるページ

- 4 保険証券など裏表両面に記載があるものは、両面ともコピーしてください。
- 5 複数の領収書や支出額10万円以上のレシートを1枚の用紙にコピーするときは、支払の種類ごとにまとめてください。

Q 8 本人の収入・支出の管理

本人の収入・支出は、どのように管理すればよいでしょうか。
また、どのような資料を残しておけばよいのでしょうか。

A 8 本人の収入・支出は、「現金出納帳」をつけて管理してください。

本人の収入・支出は、本人以外の人（後見人等を含む。）の収入・支出とは区別してください。

また、個々の収支を裏付ける領収書、レシート等を整理して保管しておいてください。

1 本人の財産は、「他人の財産」です。

後見人等に就任した場合、その方が本人の親族である場合も含め、後見人等となった以上、本人の財産は、あくまで「他人の財産」であるとの認識を持っていただく必要があります。後見人等や第三者の財産と本人の財産とを混同しないようにしてください。

ある財産が、本人のものか後見人等のものか明らかでないという場合には、裁判所に相談してください。くれぐれも、後見人等の独断で本人の財産を後見人等の名義にしたり、他人名義にしたりしないでください。

2 「現金出納帳」の記載（収支の記録）

収支の管理に際して、本人の預貯金を引き出し、日常の収支程度の現金を手元で保管することはできますが、それを超えて多額の現金を手元で保管することは原則として認められません。そして、手元で管理している現金については収入や支出が生じるごとに、「現金出納帳」に記載してください。様式は問いません（17頁の記載例を参考に、市販の出納帳（ノート）を使っていたいただいても構いません。）。

なお、定期的な収入と支出は、なるべく1つの預貯金口座で入金や自動引落しをされるようにしておくこと、定期的な収支が1通の通帳により把握できて便利です。

大口の出入金がある場合や預貯金通帳の摘要欄の記載だけでは用途等が分からない場合は、預貯金通帳の取引履歴の余白部分に用途等をメモ書きしてください。

3 現金出納帳、裏付け資料等の保管

現金出納帳や裏付け資料等は、必要に応じて、裁判所から確認を求められることがあります。

個々の収支を裏付ける領収書、レシート等も提示していただくことがありますので、項目ごとに整理して、保管しておいてください。

記載が終了した古い預貯金通帳は、収支の記録として、直ちに廃棄せず、保管しておいてください。

なお、本人の死亡により後見等事務が終了したときに、本人の相続人から、現金出納帳や領収書等の提示を求められることもあります。

4 収支の明確化

収支については、本人と後見人等や第三者のものとは明確に区別し、いわゆる「どんぶり勘定」とならないように注意してください。

本人が他の家族と同居していて食費や水道光熱費などの生計費が共通するような場合、本人の分担額（割合）を明確にしてください。

分担額（割合）は、以前からの経緯のみならず、資産状況や家族の収入の状況等も踏まえて判断してください。

例えば、同居する他の家族に相応の収入があれば、食費や水道光熱費などの生計費は、人数で頭割りする方法等を検討することになります。収益不動産が他の家族と共有名義であれば、固定資産税は、共有持分の割合に応じて分担する必要があります。

◇ 現金出納帳の記載例 ◇

年月日	摘要	収入金額	支払金額	差引残高
30. 4. 4	A銀行普通預金から	50,000		50,000
4. 5	パジャマ		8,000	42,000
4. 7	4月分小遣い		5,000	37,000
4. 10	裁判所まで往復 (上尾-浦和)		480	36,520
4. 20	衣類		13,500	23,020
4. 25	菓子, ジュース		1,200	21,820
5. 1	散髪		4,200	17,620
5. 10	5月分小遣い		5,000	12,620
～中 略～				
5. 25	A銀行普通預金から	30,000		32,280
6. 3	外泊代(本人分の食費)		15,000	17,280
<u>金銭の出入りのあった日付を記載</u>	<u>収入・支出の名目を記載</u>			<u>手元にある現金の残高</u>

- 1 定期預金、積立預金、定額貯金等について、現金出納帳に記載する必要はありません。
- 2 預貯金通帳の口座から自動引落しになっている施設費、健康保険料、税金（所得税、住民税、固定資産税等）、公共料金等も、現金出納帳に記載する必要はありません。

Q 9 定期的な報告について

後見等の事務の状況について、書面による定期的な報告はどのようにすればよいでしょうか。

A 9 裁判所は、後見人等に、後見等の事務報告を、定期的をお願いしています。

定期的な報告は、原則として、毎年1回、ご本人の誕生月の末日までの後見等事務について、翌月の20日までに、自主的に報告書等を提出してください。

報告書には、本人の生活状況と財産管理の状況を記載し、資料を添えて、指定された期限までに送付してください。

1 定期的な報告

後見等監督（Q 4（後見監督（保佐監督，補助監督）とは）参照）は、まず、後見人等に本人の生活状況と財産管理の状況を書面で報告していただくことから始まります。

後見人等は、定期的に行った職務の内容を裁判所に報告しなければなりません。

原則として、本人の誕生月の末日までの後見等事務について、毎年（1年に1回）、自主的に報告（自主報告）していただきます。報告書は、誕生月の末日を経過してから提出してください。

裁判所から、改めて提出期限の通知を行いませんし、報告書等のひな形や記載例を送付することはありません。

定期報告（自主報告）の際には、通常、

- ① 「後見等事務報告書（定期報告）」
- ② 「財産目録」
- ③ 「本人の預貯金通帳等のコピー」

を提出していただきます。

* 一回につき10万円を超える「臨時支出」等がある場合には、領収書等の資料（コピー）も提出してください。

* 提出書類の範囲は、財産状況や収支の変動などにより、変更することがあります。

自主報告の時期とは異なる時期やより短い期間を対象とした報告（臨時報告）を求めることもあります。

また、後見人等が手元で保管している資料等を追加で提出するよう指示することもあります。

その際、後見人等は、裁判所の指示に従ってください。

裁判所が定めた期限内に提出がない場合、事情説明のために裁判所への出頭を命じられたり、任務違背を理由に後見人等を解任されたりすることがあります。

完成した後見等事務報告書や財産目録は、裁判所に提出する前にコピーして、提出後も大切に保管してください。

2 報告の方法

作成する書面、報告すべき内容及び添付資料は、一般的には、次のとおりです。

(1) 後見等事務報告書（後見事務報告書、保佐事務報告書、補助事務報告書）

本人の健康状態、住所、入院先等の変更、その他重要事項等について報告していただきます。

毎月の定期収支の状況が変更したときは、その理由、金額等を記載して報告してください。

施設入所、訴訟提起、生命保険金の受領、不動産の売却等の重要事項等については、資料（契約書、支払金の領収書、振込先の口座の通帳の写しなど）を添付して、その経過や結果を報告してください。これらが、近日中に予定されている場合も、その旨を記載してください。

後見等事務を行っている間に生じた「臨時収入」、「臨時支出」も記載してください。

裁判所は、報告された収支の状況に照らして、期間中の財産の変動が適正なものかどうかなどについて審査を行います。

後見等事務報告書には、定期収支の変動はもちろんのこと、臨時収支の状況も正確に記載してください。

(2) 財産目録

財産目録は、定期報告用の用紙を使用して作成してください。

変動した財産（新たに判明した財産を含む。）があるときは、その資料（例えば、不動産の登記事項証明書、有価証券報告書）のコピーを添付して、財産状況を正確に報告してください。

(3) 預貯金通帳等のコピー

全ての預貯金通帳等について、誕生月の末日経過後に記帳したコピー（直近1年分）を財産目録に添付してください。

定期預貯金は、通帳の該当部分又はその存在を証する書面（残高証明書等）のコピーを添付してください。

後見制度支援信託（預金）制度を利用している場合は、金融機関から送付された報告書のコピー（直近1年分）又は預金通帳を添付してください。

3 裏付ける資料を保管

報告後も、本人の収入や支出に関する書類を提出していただくことがありますので、裁判所から更に詳細な報告や資料等の提出を求められたときに備えて、領収書等といった個々の収支を裏付ける資料は、引続き保管しておいてください。

裏付ける資料がなく、説明できない支出（使途不明金）が判明すると、損害賠償責任や刑事上の責任を追及されることがあります。

Q10 預貯金の管理の仕方

預貯金の預け方、管理の仕方ですべきことはないでしょうか。

A10 金利が低くても、元本が保証される安全かつ確実な方法で管理をしてください。

1 預貯金の名義

預貯金の名義を後見人等の個人名義や第三者の名義にはしないでください。
本人の預貯金は、次のような名義で管理してください。

後見人等が管理している「本人の預貯金」であることをはっきりさせるため、

例えば、成年被後見人「甲山花子」、成年後見人「乙川太郎」の場合

甲山花子
(本人の名前)

又は

甲山花子成年後見人乙川太郎
(本人の名前 + 立場 + 後見人等の名前)

という名義にしてください。

「甲山花子成年後見人乙川太郎」名義の口座を開設するためには、

- ① 各金融機関で用意している届出書
- ② 「成年後見に係る登記事項証明書」(Q6 (後見人等であることの証明) 参照)
(未成年後見の場合は、未成年者の戸籍謄本)
- ③ 後見人選任の「審判書謄本」(審判時に送付等しています。)
- ④ ③の審判が確定(効力発生)した旨の「証明書」(Q6 (後見人等であることの証明) 参照)を提出するように求められることが多いようです。

取扱いは、金融機関によって異なりますので、詳しくは、各金融機関にお問合せください。

2 投機的な運用は、絶対に避けてください。

本人の財産の管理は、安全確実であることを基本とし、株式の購入、投資信託、先物取引などの投機的な運用は、絶対に避けてください。また、国債、養老保険、投資型年金等も認められません。

投機的な運用を行って、本人に損害を与えたときは、後見人等が損害賠償責任を問われることになるほか、解任事由になることもあります。

後見人等が財産管理を始めた時点で既に存在した投機的財産は、保有又は本人に損害を与えないよう留意しながら売却することは認められますが、新たな投資をすることは

認められません。

3 預貯金口座の整理

預貯金の口座が多数ある場合や、頻繁に預け替えをした場合は、預貯金を管理していく中で、どうしても財産管理上の過誤等が多くなります。また、後見等監督の報告の際には、全預貯金の口座及びその残高を財産目録に記載していただくほか、各通帳のコピー（写し）を提出していただきます（Q 7（後見人等の最初の職務）、Q 9（定期的な報告について）参照）ので、たくさんの労力を要します。

特に必要がない限り、小口の預貯金は、できる限り口座をまとめるようにし、頻繁な預け替えは避けてください。

一方、ペイオフ対策で預貯金を分散したり、普通預金を定期預金にすることは構いません。

なお、通帳や証書は後見人等が管理する必要があり、病院や施設、第三者に管理してもらうことは、原則として認められません。ただし、本人が遠方の施設に入所しているなど施設に通帳を管理してもらう必要性があり、施設の管理状況にも問題がない場合等は認められることもあります。その場合でも、預けた先で問題が生じたときは後見人等が責任を問われる可能性がある点に留意してください。

また、本人に一定額以上の預貯金等の財産がある場合には、本人の財産を適切に保護するため、弁護士や司法書士等の専門家を後見人に追加で選任して後見制度支援信託（預金）を利用するか、後見制度支援信託（預金）を利用せずに専門家を監督人に選任して、継続的に財産の管理や後見人の監督をしてもらう運用が一般的です（Q 1 1（後見制度支援信託（預金）の利用）参照）。

Q 1 1 後見制度支援信託（預金）の利用

後見制度支援信託（預金）とはどのようなものでしょうか。
保佐、補助の場合も利用できますか。

A 1 1 後見制度支援信託（預金）（以下「後見制度支援信託等」といいます。）は、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を金融機関に信託（預金）する仕組みであり、本人の財産を適切に保護するための方法の一つです。

弁護士や司法書士等の専門職後見人が、裁判所の指示を受けて、金融機関との間で信託契約を締結します。

成年後見と未成年後見において利用することができます。

保佐、補助の場合には、後見制度支援信託等を利用できないため、本人に一定額以上の財産がある場合、裁判所は、監督人の選任を行うことが一般的です。

1 後見制度支援信託等とは

後見制度支援信託等は、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を金融機関に信託（預金）する仕組みであり、本人の財産を適切に保護するための方法の一つです。

信託財産（預金）は、元本が保証されて、預金保険制度の保護の対象にもなります。

後見制度支援信託等を利用すると、信託財産（預金）を払い戻したり、信託（預金）契約を解約したりするには、あらかじめ裁判所が発行する指示書を必要とします。

信託（預金）する金融機関や信託財産（預金）の額などについては、原則として、裁判所が選任した弁護士や司法書士等の専門職後見人が本人に代わって決めた上で、裁判所の指示を受けて、金融機関との間で信託（預金）契約を締結します。

成年後見と未成年後見において利用することができます。

2 後見制度支援信託等を利用する理由

法律上、裁判所は、監督権限の行使として、適正な財産管理に向けて、後見人に必要な指示をすることができるとされていますQ 4（後見監督（保佐監督、補助監督）とは）参照）。

後見制度支援信託等は、本人の財産を保護するための仕組みです。

そこで、本人に一定の財産がある場合や多額の金銭を受け取る予定がある場合には、本人の権利・利益を守るという後見制度の趣旨から、裁判所は、本人の財産が適切に管理・利用されるようにするための措置として、後見制度支援信託等の利用を講ずることとしています。

このため、親族等の意見は、後見制度支援信託等の利用の適否を決める上で決定的なものとはなりません。親族等が後見制度支援信託等の利用に反対した場合でも、それだけで後見制度支援信託等の利用の対象外となるわけではなく、裁判所は、後見制度支援

信託等の利用の適否を検討してもらうことも含めて専門職後見人を選任します。

3 後見制度支援信託等の利用にかかる費用

後見制度支援信託等の利用には、通常、信託（預金）契約の締結に関与した専門職後見人に対する報酬と信託銀行に対する報酬が必要となります。

これらの費用は、本人の財産を保護することを目的としており、本人の権利・利益の保護のための費用ですから、本人の財産から支出します。

専門職後見人に対する報酬は、裁判所が、専門職後見人が行った仕事の内容や本人の資産状況等のいろいろな事情を考慮して決めます。

後見制度支援信託を利用した場合の信託銀行に対する報酬については、信託商品や信託財産額によって異なりますので、詳しくは、金融機関にお問合せください。

4 後見制度支援信託等を利用した場合の日常的な財産管理

信託（預金）した財産は、金融機関で管理されます。

親族等の後見人は、年金受取や施設入所等のサービス利用料の支払といった日常的に必要な金銭を管理します。

（定期交付金（送金）の設定手続について）

本人の収入よりも支出の方が多くなることが見込まれる場合には、信託財産（預金）から必要な金銭を定期的に送金されるようにすることができます。

5 信託契約等の締結後、本人に多額の支出が必要となって、後見人が手元で管理している金銭だけでは足りない場合

（一時金交付（払戻し）の手続について）

後見人は、裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書（書式は裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出してください。

裁判所は、報告書の内容に問題がないと判断すれば指示書を発行しますので、それを金融機関に提出し、必要な金銭を信託財産（預金）から払い戻してください。

（定期交付金（送金）額の変更手続について）

本人の収支状況の変更により、信託財産（預金）から定期的に送金される金額を変更したい場合には、報告書（書式は裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出して指示書の発行を受ける必要があります。

（信託（預金）契約の解約手続について）

事情により信託（預金）契約を解約する必要がある場合についても、裁判所に報告書（書式は裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出して指示書の発行を受ける必要があります。

6 信託（預金）契約の締結後、本人に臨時的な収入があったり、黒字分が貯まったりして、後見人が管理する金銭が多額になった場合

（追加信託（預入）の手続について）

通常使用しない金銭については、裁判所に追加信託（預入）の報告書（書式は裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出してください。

裁判所は、報告書の内容に問題がないと判断すれば、指示書を発行しますので、それを金融機関に提出し、追加信託（預入）をしてください。

なお、黒字分が貯まって後見人が管理する金銭が多額となる見込みの時期に、後見人から自主的な報告書の提出がない場合は、裁判所から追加信託（預入）を求めることがあります。その際には、裁判所の指示に従って追加信託（預入）の手続をしていただくようお願いいたします。

7 後見制度支援信託等を利用している本人が死亡するなどして後見が終了したとき

裁判所に連絡等（Q22（本人が亡くなった場合にしなければならないこと）参照）をするほか、利用している金融機関にも速やかに連絡してください。

8 保佐、補助の場合

保佐、補助の場合、後見制度支援信託等を利用できないため、本人に一定額以上の財産がある場合などには、裁判所は、本人の財産を適切に保護するために、監督人（保佐監督人、補助監督人）の選任を行うことが一般的です。

9 その他の方法

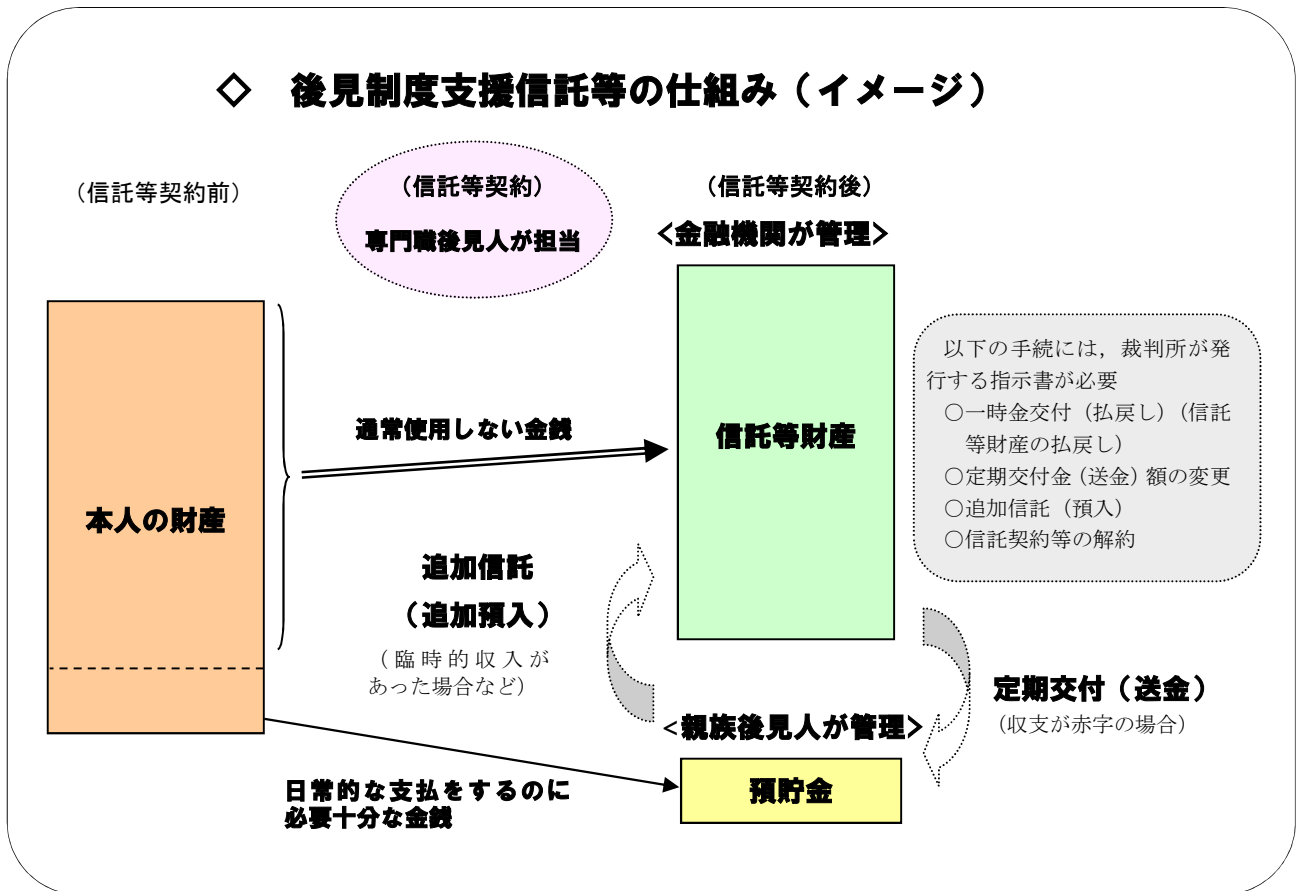
裁判所は、後見人等が本人の身上に配慮しながら適正に後見等事務を行っているかを監督しますが、それだけではなく、本人に一定の財産がある場合や多額の金銭を受け取る予定がある場合には、本人の権利・利益を守るために、本人の財産が適切に利用・管理されるようにします。

後見制度支援信託等は、本人の財産の適切な管理・利用のための方法の一つであり、全ての事件について利用されるわけではありません。

本人の財産の適切な管理・利用のための方法としては、他にも弁護士、司法書士、社会福祉士等の法律や福祉の専門職を後見人又は監督人に選任して、継続的に財産の管理や後見人等の監督をしてもらうことなどが考えられます。

したがって、後見制度支援信託等の利用検討の結果、その利用が相当ではないと判断したときは、専門職が後見人又は監督人として、継続的に関与することとなります。

◇ 後見制度支援信託等の仕組み（イメージ）



Q 1 2 本人の財産から支出できるもの

本人の財産から支出できるものとしては、どのようなものがありますか。

A 1 2 本人の財産から支出できるものの例は、次のとおりです。

○ 本人の財産から支出できるもの

- (1) 本人の生活費（本人の食費、被服費、光熱費、住民税、健康保険料等）
- (2) 本人の療養看護（監護教育）のための費用（本人の医療費、施設の費用等）
- (3) 本人の財産を管理するための費用（本人の所有する不動産の管理費等）
- (4) 後見人等がその職務を遂行するために必要な経費（後見等事務費）
- (5) 本人が負っている債務の弁済
- (6) 本人に扶養義務がある者（配偶者、未成年の子等）の生活費（扶養義務）

× 本人の財産から支出できないもの

- (7) 後見人等が本人の財産を私的に流用すること
- (8) 後見人等自身、親族、知人への贈与
- (9) 後見人等自身、親族への金銭の貸付け

1 本人の財産からの支出と報告（上記(1)～(6)について）

(1)～(6)は、本人の財産から支出することができます。ただし(2)の本人の療養看護（監護教育）のための費用として、本人の入院先や入所施設への謝礼、寄付が認められるかどうかは場合によります。

(4)～(6)は、特に注意が必要ですから、2～4の内容についても、参照してください。これらの支出項目については、選任後、最初に財産目録を作成するときや定期報告の際の後見等事務報告書にその要否や相当性について記載して報告してください。その際、支出を裏付ける資料を提出して、それが必要な支出であることを明らかにしてください。

また、支出してよいかの判断に迷ったときは、「連絡票」（書式は、9頁を参照）に要否や相当性について記載して、裁判所に郵送（相談）してください。

これらにより、当初計画した収支計画から変更が生じる場合（例えば、本人が施設に入所してその費用が新たに発生した場合など）には、財産目録を作成し直して、収支の計画を見直してください。

後見等監督の定期報告の際には、後見等事務報告書に定期収支が変動したこと、理由、金額等を記載して報告してください。

2 後見人等がその職務を遂行するために必要な経費（後見等事務費，26頁の(4)）

(1) 後見等の「事務を遂行するための経費」（後見等事務費）

後見人等がその職務を遂行するために必要な経費は，本人の財産から支出できます。例えば，後見人等が本人との面会や金融機関に行くための交通費，本人の財産の収支を記録するために必要な文房具，報告等を行うためのコピー代等がそれに当たります。

ただし，これらについても，支出の必要性，本人の財産の総額等に照らして，相当な範囲に限られます。

したがって，例えば，交通費は，原則として，電車やバスといった公共交通機関の料金に限られます。タクシー代については，これらの公共交通機関の便が著しく不便であるなどの特別な事情がない限り認められません。なお，後見人等の日当や食事代は認められません。

(2) 後見等の事務を遂行するために弁護士・司法書士・税理士に委任した場合

本人のために弁護士に訴訟を依頼した場合の弁護士への報酬，本人の不動産を登記するために司法書士に依頼した場合の司法書士への報酬，確定申告の際の税理士への報酬など，本人のために専門家に依頼した場合の費用も本人の財産から支出することができます。ただし，後見人が専門家への依頼をせずにできると思われる事項（報告書面の作成，各種申立ての委任，相続放棄の申述等）についての依頼は本人の財産から支出することが相当でない場合もありますので，専門家への依頼を検討されるのであれば事前に裁判所にご相談ください。相談方法はQ5（裁判所への相談方法）を参照してください。

3 本人が負っている債務の弁済（26頁の(5)）

(1) 位置付け

本人が第三者に対して債務を負っている場合には，本人の財産から支出することができます。むしろ，遅延損害金が生じないように，後見人等としては，遅滞なく支払う必要があります。

(2) 注意

ただし，本人が本当に債務を負っているかどうかを十分に確認する必要があります。例えば，本人が経済的に困っていた時期に身内から証書も作らず受け取った金銭や，贈与（もらったもの）なのか貸金（返すべきもの）なのか法律的な趣旨があいまいなものもあります。

そこで，「貸した」という相手が金融機関以外の場合で，証書等が残っていない場合については，本人が本当に債務を負っているかどうか，十分に確認する必要があります。このような事情がある場合は，弁済をする前に，経過を「連絡票」（書式は9頁を参照）に整理して記載して，関係する資料を添えて，裁判所に相談してください。

(3) 立替金について

立替金を請求された場合（後見人等が立て替えている場合を含む。）についても、確実な裏付け資料がある場合には、本人の財産から支出することができます。立替金が高額となる場合には、立替金を清算する前に確実な裏付け資料を裁判所に提出して相談してください。

4 本人に扶養義務がある者（配偶者、未成年の子等）の生活費（扶養義務、26頁の(6)）

(1) 位置付け

本人には一定の収入や財産があるものの、配偶者や未成年の子等に収入がないという場合には、その生活費についても、本人の財産から支出することができます。本人は、これらの配偶者や子を扶養すべき義務を負っているからです。

(2) 注意

もともと、本人が健常であった場合と比べて、その扶養能力や扶養義務の範囲、程度については、厳格に考える必要があります。

配偶者や子であっても、自動車等を買って与えたり、海外旅行の費用を支出したりするのは、扶養の限度を超えるものと考えられます。

5 後見人等が本人の財産を私的に流用すること（26頁の(7)）

例えば、

① 後見人等が本人と全く別世帯（本人が入院中の場合を含む。）であるにも関わらず、もっぱら後見人等及びその家族の生活費を本人の財産から支出すること

② 本人の財産（不動産等）を売却してその代金を後見人や親族等の他人の債務の弁済に充てたり、不動産その他のものを購入するために費消すること

などは、認められません。

6 後見人等自身、親族、知人への「贈与」（26頁の(8)）

原則として贈与はできません。（ただし、次のQ13を参照してください。）

本人の財産から親族、知人等へ贈与することは、本人の財産を減少させる行為であり、本人の利益になりませんので、基本的に必要性も相当性も認められません。

相続税対策として、非課税枠を利用して本人の財産から親族に贈与することも、もちろん、本人の利益になるとはいえませんが、推定相続人の同意がある場合であっても、認められません。

7 後見人等自身、親族への金銭の貸付け（26頁の(9)）

後見人等自身、親族への金銭の貸付けは、金銭消費貸借契約書、借用書、返済計画書等を作成した場合でも認められません。

8 本人の「成人した子の生活費」や「孫の教育費」

本人の成人した子から生活費や孫の教育費が足りないという理由で、本人の財産から支出を求められることがあります。

しかし、この場合、配偶者や未成年の子等の場合とは異なり、本人は、これらの者に対して、一次的に扶養する義務を負いません。

したがって、親族等への贈与（26頁の(8)）と同様に考えることとなりますので、本人の財産から支出することは、基本的には相当ではありません。

9 その他の不適切な支出の例

親族が後見人等に対し、本人の介護や見舞いの費用（交通費や日当，食事代）を請求する場合があります。

しかし、見舞いは、それが親族としての情愛に基づいて行われるものであれば、本人の財産から費用として支出することは相当ではありません。本人の介護も、適切な支出管理の観点からは、親族がヘルパーに代わって本人の介護を負担しているということでその報酬の支払を認めることはできません。親族が介護に関わる場合の費用負担について、特に考慮が必要な事情があるときは、裁判所に相談してから対応してください。

本人が在宅で介護されており、福祉対応車両がなければ、通院等生活に支障が生じる場合は、福祉対応車両の購入が認められることもありますが、本人が施設に入所しており、本人の見舞いのために車両を購入する場合は原則として認められません。

Q 13 本人の孫等への誕生，入学，結婚のお祝い等の支出

本人の孫等が誕生，入学，結婚等をした場合，誕生祝い，入学祝い，結婚祝い等を本人の財産から支払ってもよいでしょうか。

A 13 基本的には，親族への贈与に該当するため，適切ではない支出になります。

しかしながら，過去に同様の祝い金を支出していたなどの事情があり，本人が健常であれば支出したであろうと考えられる関係があり，その金額も常識の範囲内であって，本人の財産状況から見て，支出をしても問題がない場合には，本人の財産から支出しても差し支えないと考えられます。

1 考え方

本人の孫等への誕生，入学，結婚のお祝い等の支出も，本人の生活をより良くすることに直接結びつくものではありませんので，基本的には，親族等へ贈与することと同様に，慎重に考えるべきものです。

もっとも，本人と入学祝い等を受ける方との関係が，入学祝い等を本人の財産から支払うことが親族間の交流として，社会的に相当と認められる場合が少なくないことも事実です。

もちろん，入学祝い等を支出しても，将来の本人の療養看護に支障がないことが前提になりますが，①本人が健常であれば入学祝い等を支出したと認められるような近い関係があり，②その金額も常識の範囲内であれば，後見人等の判断で本人の財産から支出しても良い場合があります。

常識の範囲を超えたもの（高額）であると問題となった例として，小，中学校の入学祝いに数十万円，入社祝いに100万円を贈ったなどの事例がありますので，注意してください。

2 その他の慶弔費

一度の金額が少額でも繰り返し行われているような行為（歳暮やお年玉など）や儀礼を超えるような多額の新築祝い等は，本人の資産状況に照らして不適切と判断されることがあります。

法事の費用についても，本人が長く施設に入所していて，実質的な主宰者が子になっているような場合には，他の親族が負担（分担）するのが相当と判断されることがありますので，注意してください。

3 裁判所への報告

このような入学祝い等を支出した場には，財産目録を作成したときに予定していなかった「臨時支出」になりますので，誰に，どのような名目で，いくら送ったのかを記録に明らかにしておき，10万円を超える場合には，後見等監督の定期報告の際に，「後

見等事務報告書」に明記して裁判所に報告してください。

本人の財産と比べて親族への祝い金の額が多額の支出である場合には、定期報告の時期にかかわらず、「連絡票」（書式は9頁を参照）に誰に、どのような名目で、いくら送ろうと考えているのかを記載して裁判所に連絡してください。

Q 1 4 本人の居住用不動産のリフォーム

本人の居住用の建物に、バリアフリーなどの工事をしたいのですが、工事費用は本人の財産から支出してもよいでしょうか。

A 1 4 本人の療養看護のために必要なバリアフリーなどの工事費用は、本人の財産から支出することができます。ただし、支出金額が本人の財産と比べて多額になる場合は、適当でない場合もあります。

支出が相当な場合でも、本人の財産に大きな変動を伴いますので、計画を立てた段階で工事を発注する前に、必ず裁判所に相談してください。

なお、本人以外の家族のための工事（孫の勉強部屋の工事など）の費用を本人の財産から支出することは原則としてできません。

1 位置付け

本人の居住用の建物は、本人の療養看護を行う中心的な場所であり、本人の転倒を防止するためにバリアフリーにしたり、トイレや浴室を本人の療養看護をしやすいように改装したりすることが必要とされる場合があります。このような工事費用は、本人の財産から支出することができます。

しかし、このような工事をする場合には、支出する金額が多額になることが多いことから、本人の財産に照らして相当であり、支出をしても本人の将来の療養看護に支障を来さないことが必要です。

また、近い親族と療養看護の方法についての考え方が異なる場合には、後日、後見人等がそのような親族から非難をされるなどのトラブルになる場合もあります。

このような工事を計画する場合には、その必要性と相当性を十分に検討してください。

☆ 裁判所に相談する場合 ☆

リフォーム工事等の計画の内容がある程度明らかになり、今後の収支の計画を見直して、リフォーム工事等が十分に可能であると後見人等が判断されるときは、

- ① 工事の内容
- ② 工事を行う必要性
- ③ 費用の見込額
- ④ 支出によって将来の本人の療養看護の費用に支障を来すことがないか
- ⑤ 工事を行って支出することについて、本人の近い親族が賛成しているか

などを「連絡票」（書式は9頁を参照）に整理し、工事関係の資料を添付の上、裁判所に相談してください。

なお、計画内容を検討するために、裁判所の回答までには、2週間程度の日数が必要となりますので、あらかじめ御了承ください。

2 留意点

(1) 本人の療養看護のための工事だけが許されます。

工事をもっぱらその建物に居住している本人以外の家族のためであるときは、工事の費用を本人の財産から支出することは原則としてできません。例えば、孫の勉強部屋を作るための工事費用などは、本人の財産から支出することは原則としてできません。

(2) 本人が施設に入所している場合

本人が居住用の建物に戻る日数などの利用頻度と費用とを比較して、必要性の有無を判断することになります。

(3) 工事のための費用を本人の財産から支出した場合

定期報告の際に、必ず、契約書や領収書、引き下ろした預貯金通帳の写し等を添えて、裁判所に報告してください。

本人の財産と比べて多額の支出である場合には、定期報告の時期にかかわらず、その都度、「連絡票」（書式は9頁を参照）に記載して、資料を添付の上、裁判所に連絡してください。

Q15 本人の墓地、墓石の購入

本人のために墓地や墓石を購入したいのですが、本人の財産から支出してもよいでしょうか。

A15 本人が高齢で、かつ、身寄りがなかったり、親族と疎遠であったりして、本人が亡くなった場合に埋葬する墓地や墓石がない場合等に限って、本人の財産・収入に相応し、本人の療養看護に支障を来すような支出でなければ、後見人等の判断で、これらの購入費用を本人の財産から支出することができます。

ただし、大きな支出を伴うものですから、本人の療養看護に支障を来すことのないように、慎重に判断する必要があります。

1 考え方

後見人等は、本人が生きていく上で適切な療養看護や適正な財産管理を受けるようにする義務があります。

墓地や墓石は、本人の死亡した後の事柄ですので、本来、墓地や墓石を購入するかどうかは本人が死亡した後、本人の財産を相続する関係にある近しい親族が判断することも考えることができますから、それらの親族が、自分の財産からその購入費用を支出することになります。

2 本人の財産から支出できる例外的な場合

本人が高齢で、かつ、身寄りがなかったり、親族と疎遠であったりして、本人が亡くなった場合に埋葬する墓地や墓石がない場合等には、本人の死亡に備えて、あらかじめ墓地等を購入しておく必要があると考えられます。

このような場合には、例外的に、本人の財産からこれらの購入費用を支出することができます。

ただし、これらの購入は、大きな支出を伴うものですから、本人の財産、収入等に相応し、本人の療養看護に支障を来すことのないよう、慎重に判断する必要があります。

Q 16 本人の財産の処分

本人の財産を処分したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 16 本人の財産を処分する必要がある場合は、後見人等は付与されている代理権の範囲内で、後見人等の責任で、本人に損害を与えないよう、処分の必要性、より安全な方法の有無、本人の現在の財産の額などを考慮して、必要最小限の範囲で行ってください。

なお、未成年後見の場合を除き、本人の居住用不動産を処分する場合には、裁判所の許可が必要です（Q 17（本人の居住用不動産の処分）参照）。

1 考え方

後見人等は、本人の財産を適正に管理する必要がありますので、財産を処分することは、余り望ましいこととはいえません。

しかし、例えば、本人の収支が大幅に赤字である場合に、利用していない不動産を処分して本人の生活費等をまかなう必要があるなど、本人の財産を処分する必要性が生じることがあります。

後見人等は、付与されている代理権の範囲内で、本人を代理して、自己の判断と責任で本人の財産を処分することができますが、その判断に当たっては、①処分の必要性、②より安全な方法の有無、③本人の現在の財産の額などを考慮して、本人に損害を与えないように注意する必要があります。

そして、万が一、本人に損害が生じた場合には、後見人等に賠償責任が生じることがあります。

2 裁判所への報告

後見人等が、本人の重要な財産を処分する場合で、後見人等だけでは判断に困ることがあれば、事前に、裁判所に相談してください。

その場合、処分の必要性や相当性について、「連絡票」（書式は、9頁を参照）に記載して、必要な資料等を添えて、裁判所に提出してください（Q 5（裁判所への相談方法）参照）。

3 本人の居住用不動産の処分

居住用不動産の処分（未成年後見を除く。）には、裁判所の許可が必要です（Q 17（本人の居住用不動産の処分）参照）。

Q 17 本人の居住用不動産の処分

本人の居住用不動産を処分（売買、取壊し、賃貸、賃貸借契約の解除、抵当権の設定等）したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 17 本人の居住用不動産を処分する必要がある場合（未成年後見を除く。）には、事前に、裁判所に居住用不動産処分許可の申立てをし、その許可を得る必要があります。ただし、この申立てをすることができるのは、財産目録を作成した後です。

このような処分は、本人の生活や財産に大きな影響を与える事柄ですので、慎重に判断してください。

なお、本人の意見を聴取することができるときは、その旨を申立書に付記してください。

未成年後見の場合、居住用不動産処分許可の申立ては必要ありません。

1 居住用不動産とは

処分に当たって裁判所の許可が必要となる本人の「居住用不動産」とは、本人が居住するための建物及びその敷地をいいます。

「居住用」とは、本人が現に住居として使用している場合だけでなく、本人が現在は病院に入院していたり、施設に入所したりしているために居住していないが、将来、居住する可能性があるような場合等も含みます。

精神上的障害がある本人にとって、居住環境が変われば、その心身や生活に重大な影響が生じることになります。そこで、これらの処分については、特に慎重を期す必要があることから、裁判所の許可を得なければならないものとされています。

したがって、このような場合、後見人等は、裁判所に、居住用不動産処分許可の申立てをしなければなりません。

この手続は、後見等の開始や保佐や補助における代理権付与の審判とは別個の手続です。

また、申立てに当たっては、添付書類として、売買契約書の案や査定書等が必要となりますので、契約の内容（買主等の処分の相手方、価格等）が確定してから許可の申立てを行ってください。

2 「処分」とは

裁判所の許可が必要な「処分」には、売却、取壊し、賃貸、賃貸借契約の解除、抵当権の設定のほか、使用貸借、譲渡担保権や仮登記担保権の設定、不動産質権の設定等が含まれます（贈与ができないことについては、Q 12（本人の財産から支出できるもの）参照）。

3 裁判所の許可を得ない処分の効力

後見人等が裁判所の許可を得ないで本人の居住用不動産を処分した場合は、その処分行為は無効になります。

4 申立ての方法

本人の居住用不動産処分許可の申立ては、申立書と添付書類を裁判所に提出して行います。

また、審理に必要な場合には、裁判官の指示により、これら以外の資料の提出をお願いすることがあります。

未成年後見の場合、居住用不動産処分許可の申立ては必要ありません。

(1) 申立書の作成（申立書の書式は、裁判所のウェブサイト参照）

「申立ての理由」には、次の事項を記載してください。

- ① 処分する必要性
- ② 処分の相当性

（例えば、売却又は賃貸借契約の解除をするのであれば、処分後に居住する場所の確保など、不動産を処分しても本人の心身や生活に重大な影響は生じない理由、売却するのであれば、その売却価格が相当であること）

- ③ 売却をする場合には、売却代金の使途と管理方法についての考え
- ④ 処分をするについて、本人の陳述が聴取できたときはその陳述内容
- ⑤ 推定相続人の意向（特に、推定相続人が反対しているときは、その事情）

この申立ての審理は、通常、書面のみで行うことが予定されていますので、できるだけ詳細に記載してください。枠内に記載しきれない場合は、A4の用紙に書き足してください。

なお、不動産を購入する方、賃借人になる方の住所及び氏名は、審判書に記載しますので、正確に記載してください。

(2) 申立ての手数料及び審判書謄本等送付費用

- ① 申立手数料 800円分の収入印紙
- ② 審判書等送付費用 94円分の郵便切手（内訳：84円×1枚、10円×1枚）

(3) 添付書類

ア 不動産の売却

- ① 売却する不動産の登記事項証明書のコピー
（以前に提出しており、その内容に変更がない場合には、省略可）
- ② 不動産売買契約書（案）のコピー
- ③ 売却する不動産の価格の妥当性についての資料
（不動産査定書 及び 固定資産評価証明書）
- ④ 推定相続人が、この処分について同意している旨の同意書（任意）
- ⑤ 本人又は後見人等の住所等に変更があり、裁判所への報告が未了であるときは、住所変更後の住民票（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）、戸籍の全部事項証明書（本籍又は氏名変更の場合）

イ 抵当権・根抵当権の設定

- ① 設定する不動産の登記事項証明書のコピー
(以前に提出しており、その内容に変更がない場合には、省略可)
- ② 金銭消費貸借契約書(案)のコピー
- ③ 抵当権・根抵当権等の設定契約書(案)のコピー
- ④ 推定相続人が、この処分について同意している旨の同意書(任意)
- ⑤ ア⑤と同様

ウ 賃貸借契約の締結(本人が貸す場合)・解除(本人が借りている場合)

- ① 賃貸借契約を締結する不動産の登記事項証明書のコピー
(以前に提出しており、その内容に変更がない場合には、省略可)
- ② 本人が貸す場合は、賃貸借契約書(案)のコピー
- ③ 本人が借りている場合は、解除の対象となる賃貸借契約書のコピー
- ④ 推定相続人が、この処分について同意している旨の同意書(任意)
- ⑤ ア⑤と同様

エ 不動産の取壊し

- ① 取り壊す不動産の登記事項証明書のコピー
(以前に提出しており、その内容に変更がない場合には、省略可)
- ② 取壊し業者による費用の見積書のコピー
- ③ 推定相続人が、この処分について同意している旨の同意書(任意)
- ④ ア⑤と同様

(4) 留意事項

本人の不動産を売却した場合、手付金や売却代金は、必ず、本人の預貯金口座に入金してください。後見人等の個人の口座への入金は、絶対にしないでください。

5 「処分」の後の裁判所への報告

裁判所の許可(審判)に基づき「処分」が終了した場合は、資料を添付して、裁判所に報告してください。

例えば、建物を売却したのであれば、売買契約書のコピー、売却にかかった費用の領収書、代金が振り込まれた本人の預貯金通帳のコピーを提出してください(コピーの取り方は、15頁を参照)。

Q 1 8 本人と後見人等の利益が相反する場合

後見人等は、本人のきょうだい（兄弟姉妹）ですが、亡くなった親の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

また、後見人等自身が銀行から借り入れる際、本人の不動産に抵当権を設定しなければならなくなったのですが、どうすればよいでしょうか。

A 1 8 裁判所に「特別代理人」（保佐の場合は「臨時保佐人」、補助の場合は「臨時補助人」）の選任の申立てをする必要があります。

1 特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）とは

後見人（財産管理に関する代理権が付与されている保佐人や補助人を含む。）は、本人の財産を適切に管理するために、財産管理に関する代理権（又は同意権）を与えられています。

しかし、後見人等と本人の利益が相反する場合には、公正な代理権（又は同意権）の行使を期待することができないので、本人の利益を保護するために、裁判所の選任した特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）が代理権（又は同意権）を行使しなければならないことになっています。

後見人等と本人が共同相続人になっている場合の遺産分割や、後見人等の債務を担保するために本人の不動産に抵当権を設定することは、後見人等と本人の利益が相反する場合に当たります。

後者の場合で、抵当権を設定する不動産が本人の居住用不動産に当たる場合には、加えて、居住用不動産処分許可の申立て（Q 1 7（本人の居住用不動産の処分）参照）も必要です。

2 特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）選任のための手続

後見人等（又は利害関係人）が裁判所に特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）の選任の申立てをする必要があります。

裁判所は、利益が相反する行為の具体的な内容等を考慮して、本人と利益が相反せず、本人のために公正に代理権（又は同意権）を行使できる方を特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）として選任します。

特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）には、本人の利益を十分に守るように働いていただきます。

ただし、監督人が選任されている場合は、監督人が本人を代理することになりますので、特別代理人の選任の申立てをする必要はありません。

3 申立ての方法

特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）の申立ては、申立書と添付書類を裁判所に提出して行います。また、審理に必要な場合には、裁判官の指示により、これら以外の資料の

提出をお願いすることがあります。

(1) 申立書の作成（書式は、裁判所のウェブサイト参照）

(2) 申立ての手数料及び審判書謄本等送付費用

- ① 申立手数料 800円分の収入印紙
- ② 審判書謄本等送付費用 524円分の郵便切手
(内訳：84円×6枚，10円×2枚)

(未成年者の場合、未成年者が1人増すごとに84円×3枚，10円×1枚を追加)

(3) 添付書類

- ① 特別代理人候補者の住民票
- ② 遺産分割をする場合は、「遺産分割協議書（案）」，遺産目録，相続関係図
このほか，遺産に不動産が含まれている場合には，その固定資産評価証明書，預貯金が含まれている場合には，預貯金通帳のコピーも添付してください（コピーの取り方は，15頁を参照）。
- ③ 抵当権を設定する場合は，「抵当権設定契約書（案）」
このほか，主債務の内容を証明する書面（金銭消費貸借契約書等）や主債務者の返済能力を証明する資料（源泉徴収票等のコピー）も添付してください（コピーの取り方は，15頁を参照）。
- ④ 本人又は後見人等の住所等に変更があり，裁判所への報告が未了であるときは，住民票（住所変更の場合），戸籍の全部事項証明書（本籍又は氏名変更の場合）

(4) 留意事項

本人が相続する遺産は，法定相続分を確保してください。確保されていない場合は，その理由を詳細に記載した上申書及び疎明資料を添付してください。提出された案でよいかどうかを裁判官が判断します。

Q 19 後見人等の報酬

後見人等は、報酬を受けることはできますか。

A 19 裁判所に対して、報酬付与の申立てをし、裁判所の審判を得た上で、本人の財産から報酬を受けることができますが、このような手続きを経ずに報酬を得ることや、「世話料」などの名目で金銭を受け取ることはできません。監督人も同様です。

1 後見人等が報酬を受けるには

後見人等は、その事務の内容に応じて、本人の財産の中から報酬を受けることができますが、そのためには、裁判所に対して、報酬付与の申立てをし、その審判を得る必要があります。

申立てをするときには、報酬を求める期間内の後見等事務を報告していただきますので、「後見等事務報告書」、「財産目録」、「本人の預貯金通帳等のコピー」を申立書に添付してください。

2 申立ての方法

報酬付与の審判の申立ては、申立書と添付書類を裁判所に提出して行います。また、審理に必要な場合には、裁判官の指示により、これら以外の資料の提出をお願いすることがあります。

(1) 申立書の作成（書式は、裁判所のウェブサイト参照）

(2) 申立ての手数料及び審判書謄本送付費用

- ① 申立手数料 800円分の収入印紙
- ② 審判書謄本送付費用 84円分の郵便切手

(3) 添付書類

- ① 後見等事務報告書
- ② 財産目録とその資料（財産管理の代理権のない保佐人及び財産管理の代理権のない補助人は不要）
- ③ 報酬付与申立事情説明書
- ④ 本人又は後見人等の住所等に変更があり、裁判所への報告が未了であるときは、住民票（住所変更の場合）、戸籍の全部事項証明書（本籍又は氏名変更の場合）

(4) 留意事項

この申立てを行う場合は、可能な限り、後見等事務報告書（定期）の提出と同時期に行うようにしてください。

3 審判手続

裁判所は、後見人等として働いた期間、本人の財産の額や内容、後見人等の行った事務の内容などを考慮して、後見人等に報酬を付与することが相当かどうか、その額をいくらとすべきかを審判します。その結果は、審判書謄本を後見人等に送付してお知らせします。

後見人等は、裁判所から報酬を付与する旨の審判がなされた後、審判書に決められた額の報酬を本人の財産から受け取ることができます。

この審判に対しては、不服申立てをすることはできません。

なお、後見人等が消費税の支払が必要な場合、報酬額（審判書に決められた額）には、消費税が内税として含まれていますので、消費税は支給額の中からお支払ください。

4 後見人等は、自分の判断で報酬を受け取ることはできません。

後見人等が報酬を受けるためには、必ず、裁判所からの報酬付与の審判を受ける必要があります。後見人等は、このような手続を経ずに本人の財産から報酬を受け取ることはできません。

報酬の前払はできません。したがって、例えば、毎年一定の時期に、後払いとして報酬付与の申立てをしていただくこととなります。

5 後見人等が本人に対して扶養義務のある親族の場合

後見人等が本人に対して扶養義務のある親族であっても、報酬付与の審判に基づいて、報酬を受けることができます。

Q 20 後見人等の辞任

高齢や病気のため、後見人等の仕事を続けることが困難になった場合はどうすればよいのでしょうか。

A 20 正当な事由がある場合は、裁判所の許可を得て後見人等を辞任することができます。

辞任したときは、管理している本人の財産の収支を計算し、管理していた財産を後任の後見人等に引き継がなくてはなりません。

1 考え方

後見人等は、本人を保護するため、裁判所から適任者と認められて選任されていますので、自由に辞任できることにすると、本人の利益を害する恐れがあります。

そこで、後見人等は、正当な事由がある場合に限り、裁判所の許可を得て、辞任することができますとされています。

「正当な事由」があると認められる例としては、後見人等の職業上の必要から遠隔地に転居しなければならなくなった場合や、高齢や病気などの理由により、後見人等としての職務の遂行に支障が生じた場合などが考えられます。

また、後見人等が辞任した場合には、ほかに後見人等がいる場合を除いて、できる限り速やかに次の後見人等を選ばなければなりません。

そこで、辞任の申立てをした後見人等は、遅滞なく後任の後見人等の選任の申立てをしなければならないものとされています。

本人の保護に支障が生じないように、できる限り、辞任の申立てと同時に後見人等の選任の申立てをしてください。

2 財産等の引継ぎ

辞任が認められたときは、管理していた本人の財産について、その一覧表（財産目録等）を作成するなどして、管理の状況を明らかにして、後任の後見人等に引き継がなくてはなりません。

◇ 後見人等の「欠格」 ◇

後見人等が破産手続開始の決定を受けたり、後見人等、後見人等の配偶者（妻、夫）、後見人等の直系親族（父母、子、祖父母、孫など）が本人に対する訴訟を提起したりした場合は、後見人等を務めることができなくなり、後見人等としての地位を当然（自動的）に失います。これを、「欠格」といいます。

「欠格」が生じたときは、必ず、裁判所に連絡してください。

Q 2 1 未成年者の成人・婚姻・養子縁組

未成年者が成人したとき（婚姻したとき）はどうすればよいでしょうか。
未成年者が養子縁組をしたときはどうすればよいでしょうか。

A 2 1 未成年者が成人した場合（婚姻した場合を含む。）は、辞任の場合と同様、管理している未成年者の財産の収支を計算し、管理していた財産を未成年者に引き継がなくてはなりません。

未成年者が養子縁組をした場合、その養親が、未成年後見人に代わって新たな法定代理人となりますので、管理している未成年者の財産の収支を計算し、管理していた財産をその養親に引き継がなくてはなりません。

1 考え方

未成年者が成人した場合は、後見が終了します。

未成年者が婚姻した場合も、未成年者は、法律上、成人したものとみなされますので、同様です。

未成年者が成人したとき（婚姻して成人したものとみなされた場合を含む。）は、後見人等の辞任の場合（Q 2 0（後見人等の辞任））と同様、管理している未成年者の財産の収支を計算し、管理していた財産を未成年者に引き継がなくてはなりません。

未成年者が養子縁組をした場合、その養親が、未成年後見人に代わって新たな法定代理人となりますので、管理している未成年者の財産の収支を計算し、管理していた財産をその養親に引き継がなくてはなりません。

2 未成年後見の終了

(1) 終了の事由

- ① 未成年者が成人したとき
- ② 未成年者が養子縁組をしたとき
- ③ 未成年者が婚姻したとき
- ④ 行方不明であった親権者が現れたとき
- ⑤ 未成年者が死亡したとき

(2) 終了時の事務

- ① 裁判所へ連絡

「連絡票」（書式は9頁を参照）に終了事由を記載して、裁判所に連絡してください。

- ② 戸籍届出

未成年者の本籍地又は未成年後見人の住所地の市区町村役場に「後見終了届」を提出してください。

- ③ 管理財産の計算と財産等の引継ぎ

管理している未成年者（本人）の財産の収支を計算し、管理していた財産を未成年者が成人または婚姻したときは本人に、養子縁組をしたときや親権者が現れたときは親権者に、死亡したときは相続人に引き継いでください（本人が死亡したときは、Q 26（本人が亡くなったとき）参照）。

Q 2 2 本人が亡くなった場合しなければならないこと

本人が亡くなったとき、どのようにすればよいでしょうか。

A 2 2 本人が亡くなられたときは、後見人等は、次のとおり、事務を行います。

① 「裁判所」へ 連絡

「連絡票」（書式は9頁参照）に記載し、本人の死亡事実が記載された「戸籍の全部事項証明書」又は「死亡診断書のコピー」を添付して、裁判所に本人が死亡したことを連絡してください。

裁判所とは、別の機関です。
連絡先は、Q 6を参照してください。

② 「東京法務局」へ 「終了登記」の申請

東京法務局民事行政部後見登録課に、終了登記の申請を行ってください。
（詳細は、47頁を参照してください。）

* 未成年後見の場合、東京法務局での後見登記はされませんので、この登記申請は必要ありません。

詳細は、Q 2 6を参照してください。

③ 管理財産の計算 と 財産等の引継ぎ及び報告事務

管理財産の計算

保管している財産・財産関係書類の引継ぎ

本人が亡くなった日から2か月以内に、管理していた財産の収支を計算し、財産目録を作成した上で、管理していた財産を本人の相続人等に引き継いでください。

財産目録に基づいて管理していた財産を引き継いだときは、相続人等から「受領書」を受け取ってください。裁判所から相続人等に財産を引き継いだことの報告を求められることがあります。

法務局への終了登記の申請

1 終了登記とは

本人が亡くなったときは、後見人等が、「東京法務局民事行政部後見登録課」に後見等が終了したことの登記を申請しなければなりません。

* 未成年後見の場合、東京法務局での後見登記はされませんので、この登記申請は必要ありません。

2 申請用紙の準備

法務局で申請用紙を受け取ります。

申請用紙を取得できる最寄りの法務局の所在地は、東京法務局又はお近くの地方法務局にお問合せください。

3 登記の申請

2の申請用紙に必要事項を記載し、東京法務局民事行政部後見登録課に提出します。

提出は、窓口でも郵送でも可能ですが、郵送の場合は、必ず、書留郵便によってください。

なお、登記申請の手数料は不要です。

* 法務局から、添付資料として、死亡の事実が記載されている戸籍（除籍）の謄抄本または死亡診断書の提出を求められる場合があります。

**裁判所で行う手続ではありません。
連絡先は、Q6を参照してください。**

Q 2 3 本人が亡くなった後の入院費等の支払

本人が亡くなった後に、本人の入院費や家賃等の支払を求められた場合、後見人等は、本人の財産から支出してもよいでしょうか。

A 2 3 本人の入院費や家賃等の債務の支払は、基本的には、本人の相続人に任せてください。

1 本人の死亡と後見等事務の終了

本人の入院費や家賃等の支払は、基本的には、本人の相続人に任せてください。

本人が死亡すると、後見等は終了して本人について相続が始まります。

そのため、既に発生した本人の入院費や家賃等の債務も、相続人が相続放棄をしない限り、相続人が承継しますので、相続人が支払義務を負います。

また、死亡により後見人等としての権限がなくなるため、後見人等が本人名義の預貯金口座から金銭を払い戻すことができず、以後、払戻しができるのは、本人の相続人になりますので、基本的には、本人の相続人に任せることになります。

2 例外

既に発生した病院の入院費や家賃等は、相続人への引継ぎの間、支払が遅延すれば、その分の遅延損害金等を請求されるおそれがあり、相続人に代わって早く支払をすることは、相続人に有利に働きます。

また、入院費や家賃等は、債務の内容が既に確定したものであり、後見人等が支払うにしても相続人が支払うにしても、金額が変わるものではありません。

そのため、本人の相続人が入院費や家賃等を支払うことが実際上できない場合などに、既に発生した病院の入院費や家賃等を支払うことが、例外的に認められる場合があります。

ただし、あくまでも例外的に認められるものであり、後見人等が処理できるための条件があったかどうかは法律的な判断によるものですので、後日、相続人との間でトラブルにならないよう、支払をする必要性を慎重に検討した上で、資料等を整理しておいてください。可能であれば、事前に相続人の了解を得て行うようにしてください。

また、成年後見については、必要があり、成年被後見人の相続人が相続財産を管理し得る状況になく、相続人の意思に反することが明らかであるとの事情もない場合に成年後見人の権限で、相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済ができることとされています（民法873条の2 Q24参照）。

判断に迷うようであれば、事前に裁判所にご相談ください。（相談方法についてはQ5（裁判所への相談方法）参照）

おって、成年後見については、一部の死後事務は裁判所の許可が必要になりますので、Q24（成年被後見人が亡くなった後の事務）を参照してください。

「急迫の事情」における緊急事務処理

後見等が終了した後でも、後見人等の義務は、一定の範囲で存続することがあり、急迫の事情があれば、後見人等は、本人のために必要な範囲で後見の事務を処理しなければなりません。

この義務は、それまでの後見等の事務の延長として、後見人等としての権利義務がそのまま存続し、本人又は相続人の利益が害される危険があれば、これを防止する範囲で、後見人等としての責任が続行するものです。

Q 2 4 成年被後見人が亡くなった後の事務

成年被後見人の死亡後に成年後見人が行う事務について、裁判所の許可は必要ですか。

A 2 4 成年被後見人の死亡により、成年後見は当然に終了し、原則として成年後見人はその権限を喪失することから、成年被後見人がお亡くなりになった後の事務（死後事務）は、相続人が行うこととなります。もっとも、下記のとおり一定の範囲の死後事務については成年後見人の権限に含まれることとされており、これらについては、成年後見人が行う場合には裁判所の許可が必要となります。

1 成年被後見人死亡後、後見人の権限とされた死後事務

次の①ないし③の死後事務について、必要があり、成年被後見人の相続人が相続財産を管理し得る状況になく、相続人の意思に反することが明らかであるとの事情もない場合に成年後見人の権限に含まれることとされています

なお保佐人、補助人、未成年後見人、任意後見人についてはこの限りではありません。

- ① 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
- ② 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
- ③ 成年被後見人の死体の火葬または埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に関する必要な行為（上記①及び②の行為を除く。）

上記③に該当する行為をするときは裁判所の許可が必要となりますので、これに該当する行為をする必要があるときは、（具体例は下記2のとおりです。）裁判所に対して死後事務の許可の申立てをしてください。

2 裁判所の許可が必要となる死後事務の具体例

(1) 成年被後見人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結

※ 葬儀に関する契約の締結は含まれません。後見事務の一環として成年被後見人の葬儀を執り行うことはできません。

(2) 成年被後見人が入所施設等に残置した動産その他の物に関する寄託契約の締結

(3) 電気・ガス・水道の供給契約の解約

(4) 債務の弁済のために成年被後見人名義の預貯金口座から現金を払い戻すことなど

※ 上記の各契約の締結等に伴う費用の支払のために預貯金口座から現金を払い戻す行為も該当します。また振り込みの方法による場合も含まれます。

3 死後事務の許可申立ての方法

次の書類等の提出が必要です。

- (1) 申立書、申立事情説明書（申立書等の書式及び記載例は、裁判所のウェブサイト参照）
- (2) 成年被後見人の死亡診断書のコピー又は本人の死亡の記載がある戸籍（除籍）謄本

(すでに提出されている場合には不要です。)

(3) 許可を要する行為の種類に応じて、次のとおり

- ① 成年被後見人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の場合と電気・ガス・水道の供給契約等の解約の場合は、原則疎明資料の提出不要
- ② 債務弁済のための預貯金の払戻しの場合は、預貯金通帳のコピー及び債務の存在がわかる資料(請求書のコピー等)
- ③ 成年被後見人が施設等に残置した動産等の寄託契約の締結の場合は、寄託契約書(案)

※ 申立後に追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 申立手数料及び審判書謄本送付費用

- ① 申立手数料 800円分の収入印紙
- ② 審判書謄本送付費用 郵便切手84円分

Q 2 5 本人の葬儀費用

本人が亡くなりそうになったとき、葬儀費用を本人が亡くなる前に預貯金から引き出してもよいでしょうか。また、本人が亡くなったとき、葬儀費用は、本人の財産から支出してもよいでしょうか。

A 2 5 後見人等には、葬儀を主宰する義務も権限もありませんので、葬儀費用を、後見人等の権限として、本人が亡くなる前に預貯金から引き出したり、亡くなった後に本人の財産から支出することはできません。

1 後見人等には、葬儀を主宰する義務も権限もありません。

(1) 考え方

葬儀を主宰することは、元々後見人等の職務には含まれていなかった事務であり、本人の死亡により新たに発生した事務ですから、後見人等の事務に含まれると考えることには無理があるようです。

もっとも、相続人が遠隔地にいたり、親交がなかったり、相続人が葬儀を行うこともできなかつたりして、事実上、後見人等が葬儀を行わざるを得ない事態もあり得ます。

このような事態が想定される場合、あらかじめ葬儀方法について、推定相続人との間で合意書を作成しておき、将来のトラブルを防止することが考えられます。

(2) 本人に身寄りがない場合

本人に身寄りがない場合、(1)と異なり、親族が葬儀を主宰することが全く期待できず、相続財産管理人を選任するまでの間、事実上、後見人等が葬儀を行わざるを得ない場合もあるでしょう。

このような、やむを得ない事情により、事実上、後見人等が葬儀や埋葬を主宰したときは、本人の財産からその費用を支出したとしても、直ちに違法な支出ということにはならないと考えられます（ただし、「急迫の事情」における緊急事務処理（Q 2 3（本人が亡くなった後の入院費等の支払）参照）に当たるとまではいえないでしょう。）。

相当な範囲にとどめることはもとより、後日、相続財産管理人への財産報告及び財産の引継ぎが予定されていますので、支出内容を明確にしておいてください。

なお、本人に身寄りがなかったり、本人が親族と疎遠だったりする場合に、本人の生前から本人が死亡した場合に備えて、仏事等（一周忌や三周忌など）を葬儀会社と契約することは、契約の効力はともかくとして、本人の死亡後に実際に仏事等を執り行う場合、葬儀会社は誰を相手に段取りを詰めることになるのか、それまでに後見人等であった者が死亡したり、遠隔地に移転したりした場合にはどうなるのかなど、時間の経過につれて、様々な問題が生じ得ますので、相当ではありません。

2 葬儀を主宰した親族が、その葬儀費用を、後見人等が管理している本人の財産から支払うように請求してきたとき

本人の死亡した後は、後見人等は、本人の相続人に対して、管理財産の計算をし、管理していた財産を引き継ぎます。その引継ぎの後に、相続人間で、葬儀費用の清算について協議して決めてもらう方がよいでしょう。

このような費用の清算は、本来の後見人等の事務には含まれません。

葬儀費用は、葬儀を主宰した人が支払うものであるという考え方によれば、葬儀費用を本人の財産から支出することは適当ではないことになるからです。

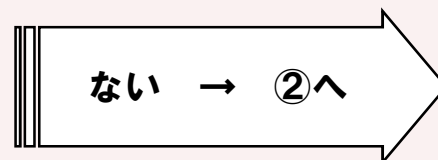
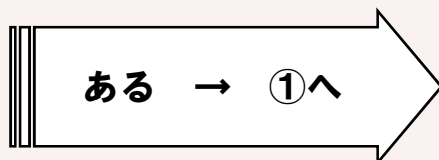
Q 2 6 本人死亡後の管理財産の計算と財産等の引継ぎ

本人が亡くなったとき、後見人等がそれまで管理していた本人の財産はどのようにすればよいでしょうか。

A 2 6 後見人等は、後見等が終了したときは、終了から2か月以内に、後見人等の在職中に生じた本人の財産の収入及び支出を明確にした上で、財産の現在額を明らかにし、それまで保管していた財産を本人の相続人等に引き継ぎます。

◇ 管理財産の計算及び財産等の引継ぎの相手方は、次のとおりです。

Q： 遺言書は、ありますか。



① 遺言書がある場合

裁判所に「遺言書の検認の申立て」をし、遺言書の検認の手続を採る必要があります。ただし、公正証書遺言の場合は、検認手続は不要です。

Q： 遺言執行者はいますか。

いる

遺言執行者に対して、管理計算を示して、財産を引き継ぎます。

いない

遺言に従い、受遺者 又は 遺言書で「相続をさせる」とされた相続人 に対し、管理計算を示して、財産を引き渡します。

② 遺言書がない場合

後見人等は、戸籍の全部事項証明書などで相続人を調査しておく必要があります。

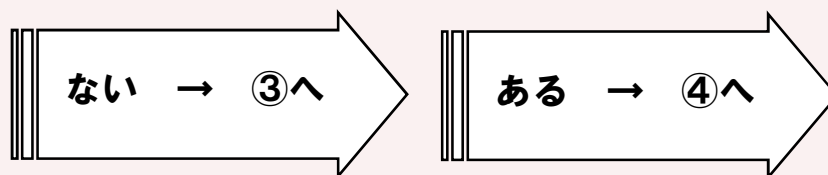
Q： 相続人はいますか。

○ 1人いる

その相続人に対し、管理計算を示して、財産を引き渡します。

○ 2人以上 いる。

Q： 相続人間に争いは、ありますか。



● いない

裁判所に「相続財産管理人を選任する申立て」をし（申立てには一定額の予納金などが必要な場合があります。）、選任された「相続財産管理人」に対し、管理財産を引き渡します。

△ 存在するが、所在不明

裁判所に「不在者財産管理人を選任する申立て」をし（申立てには一定額の予納金などが必要な場合があります。）、選任された「不在者財産管理人」に対し、管理財産を引き渡します。

③ 相続人間に争いが「ない場合」

○ 財産及び財産関係書類の引継ぎ

財産及び財産関係書類の引継ぎ（引渡し）の義務は、内容的に不可分であるとされており、相続人からみると不可分の債権とされていますので、理論的には、相続人の誰もが引継ぎ（引渡し）を請求することができますし、また、後見人等は相続人の一人に引継ぎをすれば足りることになります。

しかし、後日、相続人間でトラブルが生じた場合に備えて、後見人等は、そのトラブルに巻き込まれないように留意する必要があります。

そのためには、後見人等は、相続人全員の揃った場所で、職務の報告を行った上で、管理財産を引き継ぎ、相続人全員から「受領書」に署名・押印をもらうか、相続人全員で引き継ぐ代表者を決めてもらい（その際には、相続人全員に「代表者の指定書」を提出してもらいます。）、その代表者に職務の報告をした上で、財産を引き継ぎ、代表者から「受領書」に署名・押印をもらいます。

そのために、後見人等は、戸籍の全部事項証明書などで相続人を調査しておく必要があります。

④ 相続人間に争いが「ある場合」

相続人間に争いがある場合、相続人間で遺産分割が調うまでの間、後見人等が財産を保管することは、後見人等にとって負担になるばかりでなく、財産を保管する権限の根拠もあいまいであり、財産管理上、問題があります。

財産が金銭だけであれば、供託をすることもできますが（手続は法務局にお尋ね下さい。）、財産関係書類等の動産類は、供託をすることができません。

そこで、相続人に遺産分割の調停や審判の申立てと審判前の保全処分の申立てをしてもらい、裁判所が選任する相続財産管理人に引き継ぐ方法も考えられます。